いただきへの、はじまり　富士市

地区まちづくりセンターの指定管理者制度導入について

令和8年4月改訂版

【本日の説明内容】

１　指定管理者制度とは
２　地区まちづくりセンターにおける指定管理
３　地区まちづくりセンターの役割と指定管理者の業務
４　地区まちづくりセンター運営のための体制と財源
５　必要な手続き・日常事務
６　モデル地区（須津・松野）の紹介
７　まとめ
８　今後の指定管理者制度導入スケジュール

1　指定管理者制度とは

市と一緒に、「公の施設」の管理・運営を民間等の団体が行うこと

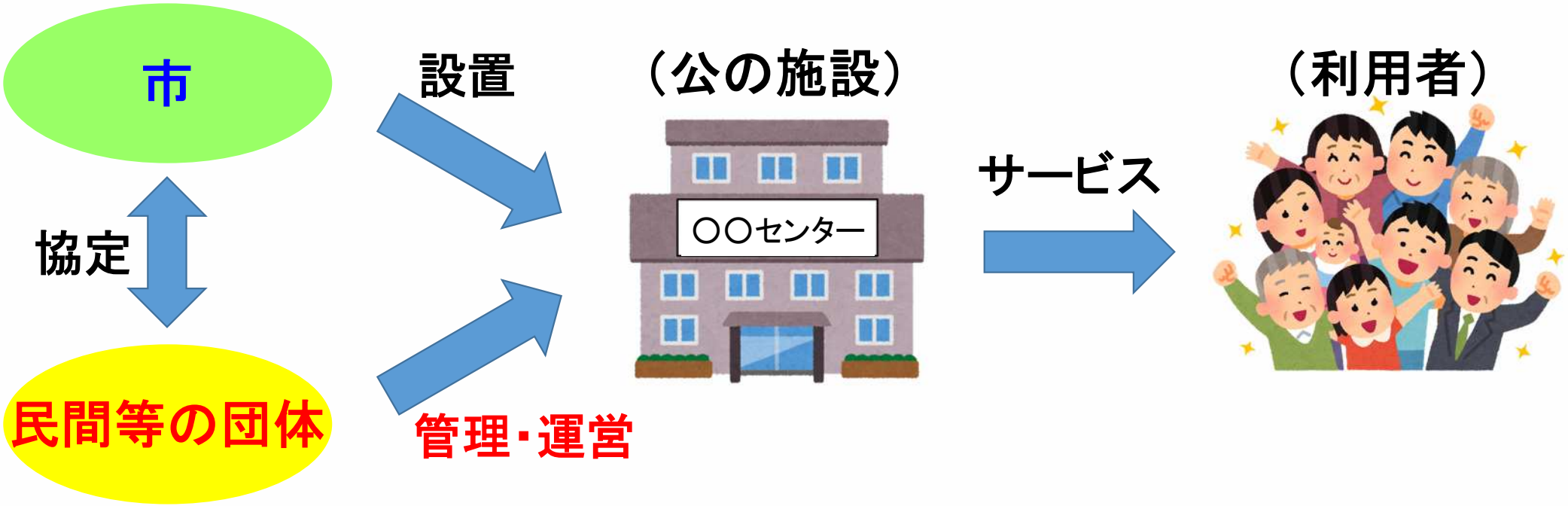

1　指定管理者制度とは

指定管理者制度導入の基本的な考え方

- ●公の施設の管理運営手法の一つ
- ●行政運営の更なる効率化、経費節減
- ●効果的かつ効率的な施設の管理運営の実施
  - ➡民間のノウハウの活用によるサービスの向上や管理運営コストの削減等

2　地区まちづくりセンターにおける指定管理

＜まちづくりセンターの指定管理は経費削減のため？？＞

「新・富士市まちづくり活動推進計画」（令和4～8年度）

目標像

各地区まちづくり協議会の主体的な活動による自律的な地域コミュニティの形成

目標像の実現のため、まちづくりセンターをもっと効果的に活用できないか?!

＝＝

『まちづくり協議会による まちづくりセンターの指定管理』

まちづくりセンターの指定管理は、目標像実現のための手段の１つ

地区の課題解決や将来像の実現に向けて取り組むことのできる環境が整い、これまで以上に住民ニーズに対応した活動が可能に！！

3 地区まちづくりセンターの役割と指定管理者の業務

（1）地区まちづくり活動の拠点

➡地区まちづくりセンターを活用した魅力ある事業の企画・実施
（指定管理者の提案事業）

（2）地区住民と行政のパイプ役

➡市民と行政窓口との取り次ぎや、市各課からの依頼事項への対応

３ 地区まちづくりセンターの役割と指定管理者の業務

（３）地域に根差した生涯学習活動の振興

➡自主グループの活動支援

➡社会教育課主催のまちづくりセンター講座への協力など

（４）市民サービスコーナーの運営

➡令和７年４月から、直営の５センターのみに設置

➡指定管理センターは該当せず

3 地区まちづくりセンターの役割と指定管理者の業務

(5)地区防災の拠点

➡災害のおそれがあるときや発生時は、市職員により構成される地区班を配置

---

(1)～(5)の役割を果たすための
適切な施設管理と貸館業務

４　地区まちづくりセンター運営のための体制と財源

（１）職員配置

- センター長と事務職員２人の 計３人を配置
- 職員はまちづくり協議会が雇用
- 指定管理料で2人分、まちづくり協議会事務局支援補助金で１人分の給料を支給
- 平日夜間と土・日曜日はシルバー人材センターに委託
- シルバー人材センターへの委託費は指定管理料に含む

４　地区まちづくりセンター運営のための体制と財源

（２）指定管理を行うための財源

①指定管理料

- 概ね1,500～1,800万円（年額）※施設規模による
- 主な内訳は、人件費、管理業務の委託料、光熱水費、消耗品費、軽微な修繕、備品購入費など

②まちづくり協議会事務局支援補助金

- １人分の人件費（まちづくり協議会の事務局支援）
- 各地区 3,358,000円

指定管理者制度についてよくある質問

Q1 センター職員にはどのような人が雇用されているのか？

➡まちづくり協議会の役員の中から選出された方、まちづくり協議会が求人募集して採用した方、市職員OBやまちづくりセンターで勤務経験のある職員など、雇用者は様々です。

Q2 社会情勢の変化により5年、10年後もセンター職員を雇用できるかわからないのでは？

➡人の雇用に関しては非常に重要かつ難しい問題であると認識しておりますので、市職員OBにあたるなど、地区の皆さんと一緒に人材確保に向け、支援していきます。

指定管理者制度についてよくある質問

Q3 指定管理料が赤字になることはない？

➡指定管理料の算出につきましては、資金不足にならないように設定しており、赤字になることはありません。物価の高騰等により指定管理料を大幅に上回る光熱水費等の増があった場合には協議を行い、必要に応じて指定管理料の増額等を検討します。

Q4 指定管理の会計とまちづくり協議会の会計は別？

➡別会計です。指定管理業務に関して、まちづくり協議会から損失補填することはありません。

５　必要な手続き・日常事務

（１）導入までの準備

（２）指定管理者となってからの手続き

（３）指定管理者としての日常の事務

５　必要な手続き・日常事務

（1）導入までの準備

●法人設立のための手続き（任意）

・定款等の登記申請書類の作成

●指定管理者選定評価委員会の準備

・事業計画書等の書類作成

・プレゼンテーション準備

導入までの準備等

まちづくり課と
まちづくりセンター職員が
一緒にサポートします！

５　必要な手続き・日常事務

（２）指定管理者となってからの手続き

●公共職業安定所や労働基準監督署、税務署、年金事務所への書類提出

（３）指定管理者としての日常の事務

●予算管理、労務管理

須津・松野・神戸・吉永北地区では、それぞれ公認会計士に税務管理を**業務委託**し、管理方法等について相談にのっていただいています。

６　モデル地区（須津・松野）の紹介

試行期間：令和４年度～令和６年度

（１）指定管理者制度を導入して感じたこと

（２）事業の実施例

６　モデル地区（須津・松野）の紹介

（１）指定管理者制度を導入して感じたこと

●指定管理料の範囲内であれば、地区の要望に沿った事業等を地区の裁量で素早く対応できる。

●地区の問題を自分ごととして考えるようになり、新しい意見が出るようになった（活気が出た）。

６　モデル地区（須津・松野）の紹介

（１）指定管理者制度を導入して感じたこと

●事務室をまちづくり協議会が自由に使えるようになったことで、

活動の拠点ができ、活動しやすい体制になった。

地区の特色を出しやすくなった。

●地元の人を雇用し業務にあたることで、

敷居が低くなり、声をかけやすい雰囲気になった。

６　モデル地区（須津・松野）の紹介

（１）指定管理者制度を導入して感じたこと

法人化したことで・・・

●責任の所在が明確化した。

●まちづくり協議会の組織体制がしっかりし、構成団体等で自分たちが行うべきこと（事業）がはっきりした。

６　モデル地区（須津・松野）の紹介

（１）指定管理者制度を導入して感じたこと

●実際にやりながら見えてくる部分もあるため、常にどうしたら良くなるか考えることが大切。

●指定管理者制度は、自分たちの地区で何がしたいのか、何をしていけば良いのかを考える事業。

●困ったらまちづくり課に相談できる（相談相手がいる）。

６　モデル地区（須津・松野）の紹介

（２）事業の実施事例

●ホームページやSNSによる情報発信の強化

●ロビーのレイアウト変更　●ロビーへのテレビの設置

●ロビーへのドリンクサーバーの設置　●トイレの自動洗浄化

●階段手すりの追加設置　●朝市等の自主事業の実施

●資源ごみ回収ステーションの設置
（収入をデマンドタクシー の運賃割引の資源に）

須津・松野地区のホームページ・インスタグラム

▼ロビーレイアウト変更

▼ロビーへのテレビの設置

▼ドリンクサーバーの設置

▼トイレの自動洗浄化

▼階段手すりの追加設置

▼資源ごみ回収ステーションの設置

▼朝市の開催

▼映画鑑賞会

▼自主グループによる発表会

7　まとめ

まちづくり活動の拠点として活用でき、

地区の**自由な発想で事業を実施**できる

・地区の住民が運営することで、人と人の関係がより密に！
・地区の人が集まることで情報が集まり、人材発掘・育成につながる
・活動を事業化することで、地区の困りごとの解決につながる

地区の活動が活性化

８　今後の指定管理者制度の導入スケジュール

毎年12月に2年後の指定管理者を募集

●令和10年4月に導入を希望する場合
　➡令和8年12月までに、立候補の意思表示をする

●今期の指定管理者制度の終期は令和11年度末

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
5年間（今期） ・毎年12月に2年後の指定管理者を募集 ・終期はいずれも令和11年度末					**5年間**（次期） ・更新または指定管理者の募集を継続					

ご清聴いただき、ありがとうございました。